## 仮 処 分 決 定

## 当 事 者

別紙当事者目録記載のとおり上記当事者間の平成 2 3 年（ヨ）第319号仮処分命令申立事件について，当裁判所は，債権者の申立てを相当と認め，債権者に，債務者衣川清子のため金10万円，その余の各債務者らのため各金 5 万円の担保を立てさせて，次の とおり決定する。
主 文

別紙主文目録記載のとおら

平成23年3月10日
東京地方裁判所民事第9部
裁判長裁判官 見 目 明 夫 夫

裁判官 渡 邉 $\quad$ 哲

裁判官 井 出 正 弘

主文目録

債務者らは，自ら次の行為をしてはならず，または所属組合員，支授者等の第三者をして次の行為を行わしめではならない。
（1）債権者の役員および従業員に対し，架電し，またね面会を求めるなどの方法 で債権者の役員及び従業員に直接交涉することを強要すること
（2）本決定送達後平成 23 年 4 月 8 日までの間，別紙禁止対象地目録記載1， 2 の各所在地から半径 200 メートル以内の地城（別紙図面 1，2のそれぞれ黑色 の円の範囲内）において，徘䧃または滞留し，横断幕•組合旗を掲げ，立看板を立て，ビラをまき，拡声器を使用し，または大声を挙げるなどして演説をし，シ ュプレヒコールをするなど，債権者の行ら業務の平想を害する一切の行為

以上

## 当 事 者 目 録

〒171－8543 東京都豊島区高田三丁目11番17号債 権 者 学校法人川口学園代表者理事長 川 口 晃 玉

〒 $100-0011$ 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号
NBF日比谷ビル10階 クレオール日比谷法律事務所（送達場所）

電話 $03-5251-5400$
FAX $03-5251-5402$
債権者代理人弁護士 西 本 邦 男
同 松 浦 裕 介

〒171－0005 東京都豊島区南大塚2丁目33番10号
条京労働会館 5 階
債務者 東京公務公共一般労働組合
代表者執行委員長 中 嶋 祥 子

〒171－0005 東京都豊島区南大塚2丁目33番10号
東京労働会館 5 階
債務者 首都圏大学非常勤講師組合

代表者委員長 松 村 比 奈 子

衣 川 清 子

〒160－0004東京都新宿区四谷1－2 伊藤ビル
東京法律事務所（送達場所）
TEL $03-3355-0611$
FAX $03-3357-5742$
債務者ら代理人弁護士 中 小川勝 之
同 小 部 正 治同 笹 山 尚 人同 上 条 貞 夫

〒101－0032 東京都于代田区岩本町2－5－4 良久別館
都民中央法律事務所
TEL O3－5833－2977
FAX 03－5833－2900
債務者ら代理人弁護士 松 井 繁 明
同 瀬 野 俊 之

## 禁止対象地目録

1 名 称 学校法人川口学園本部及び早稻田速枟医㒒福社寅門学校

住 所 東京都豊島区高田三丁目11番17号

2 名 称 埼玉女子短期大学

住 所 埼玉県日高市女影1616


矅 別添図面2


これは正本である。

平成 23 年 3 月 10 日

東京地方裁判所民事第 9 部

裁判所書記官 坂 巻 雅

